

シリーズ「職場での新型コロナウイルス感染症対策」

(その12) 濃厚接触者の調査

医療機関で新型コロナウイルス感染症と診断されたら、
管轄の保健所による濃厚接触者の調査や対応が行われます。
診断された人が労働者であれば、その職場も保健所の調査への協力を要請されます。
そんなときに気を付けるべきことを挙げます。

- 実際の調査については、保健所の指示に従います。
- 感染者・濃厚接触者の情報を扱う担当者は、必要最小限とします。
産業医や保健師など、資格に守秘義務が課されている者が最適です。
- 濃厚接触者と考えられるのは、感染者と、
ウイルスがうつる可能性がある期間(発症 2 日前から入院した日まで)に
1m以内で 15 分以上接触があった場合ですが、
マスクの有無・発声を伴う行動の有無・3密の状況だったかということなどについても、
保健所が聞き取って、総合的に判断します。
- 保健所から職場へ連絡が来る前に、
感染した従業員本人から職場へ連絡が来ることもあり得ます。
その場合は、本人に無理のない範囲で、職場の接触者をリストアップしてもらいます。
その人達が濃厚接触者かどうかの調査の対象者となりますが、
当然、その人達には感染した従業員は誰なのかを伝える必要があります。
そのことについて、情報を扱う担当者は、感染した従業員本人から了承をもらいます。
そして、情報を保健所に渡し、保健所からの指示を仰ぎます。
- 濃厚接触者とされた従業員は PCR 検査を受けます。
陰性であっても、感染者に最後に接触してから 14 日間は、
自宅待機する必要があります。
この間に症状があった場合の対応については、
濃厚接触者と判断されたときに保健所から伝えられますので、
それに従います。
- 保健所からではなく、職場から症状のない従業員に
自費の PCR 検査を強制しないようにしましょう。
たとえ陰性であっても、それで感染していないことを
証明するものではありません。
- 自宅待機期間はなるべく在宅勤務の扱いとすることが望めます。
やむを得ず休業の扱いとする場合は、休業手当を支払う必要もあり得ます。

